

大阪市 地方税事務に係る特定個人情報保護評価書の概要

表紙 保護の宣言	
◎記載の視点 I～VIの記載の結果、評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えるおそれのあるリスクを認識し、想定されるリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言	
I 基本情報	
◎記載の視点 評価対象の事務の全体像を把握するために、評価対象となる事務の内容及び当該事務の流れについて具体的に記載	
主な記載項目	概要
事務の名称(内容)	地方税事務
システムの名称	税務事務システム、統合基盤システム、中間サーバー、大阪市行政オンラインシステム、マイナポータル申請管理
取扱うファイル名	税情報ファイル
ファイルを取り扱う理由	・個人の特定及び個人の宛名の突合における効率化と正確性の向上により、適正かつ公平な事務を行う。 ・他市町村、他機関と情報連携ネットワークシステムを介して税情報を連携する。
情報提供ネットワークシステムとの接続	接続する
利用上の根拠法令	番号法第9条第1項 別表の24の項
担当部署	財政局税務部管理課
II 特定個人情報ファイルの概要	
◎記載の視点 評価対象の事務において取扱う特定個人情報ファイルの内容と、その取扱いプロセスについて具体的に記載	
主な記載項目	概要
ファイルの内容	個人番号・5情報・連絡先(電話番号等)・国税関係情報・地方税関係情報等
取扱いのプロセス	
特定個人情報の入手	・本人及び本人の代理人 ・本市の他の部署からの庁内情報連携 ・情報提供ネットワークシステムを通じた他行政機関等 ・民間事業者 ・年金支払者
特定個人情報の使用目的	・適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効率的にできるよう個人番号を利用する。 ・各種申請・申告等に必要の添付書類が省略できるなどの納税義務者の利便性向上のために利用する。 ・適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、個人番号を使用して課税内容が適正かどうかの確認を行う。
ファイル取扱いの委託	地方税賦課徴収に必要な範囲で委託を行う。
特定個人情報の提供・移転	番号法の規定に基づき、税情報ファイルについて提供及び移転を実施(提供:79件 移転:31件)
特定個人情報の保管・消去	・特定個人情報が記載された帳票等は、施錠可能な事務室、保管庫、ロッカー等に、法令等により定められた期間保存し、保存期間経過後、溶解処分を行う。 ・システムファイル(バックアップデータを含む)は、税務事務システム(電子申告等システムにおける認定委託先事業者を含む)、統合基盤システム、中間サーバー、大阪市行政オンラインシステムのサーバー内に格納し、保存期間経過後、システムにてデータベースから削除する。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策		
◎記載の視点 評価対象の事務における特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について、Ⅱの記載を踏まえ、評価書に例示されている各リスクに法令上、システム上及び運用上どのように対応しているかを具体的に確認することで、十分なリスク対策が実施されているかを評価		
	主な記載項目	概要
Ⅲ 2	特定個人情報の入手 (目的外の入手、不適切な方法の入手、不正確な情報の入手、入手の際の情報漏えい・紛失等のリスク)	・情報の入手を行う時は、定められた方法により本人確認を行い、個人情報の正確性を確保する。 ・システムによる個人番号の真正性確認が可能となるよう機能構築する。 ・情報セキュリティポリシーの周知を職員に行い、情報漏えい等への対策を実施する。
Ⅲ 3	特定個人情報の使用 (目的を越えた紐付け、権限のない者の不正使用、事務外の使用、情報の不正な複製等のリスク)	・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、ユーザIDとパスワードによる認証を行う。 ・税務事務システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ・システム(バッチ処理)に関する特定個人情報の提供・移転による対象となる特定個人情報を特定できるよう記録を常用文書として管理する。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)における記録は、定期的に委託事業者から受領する。
Ⅲ 4	ファイル取扱いの委託 (不正な入手、不正な使用、不正な提供、不正な保管・消去等のリスク)	・漏えい、滅失、毀損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じている。 ・個人情報の外部への持ち出しを禁止している。 ・目的外利用の禁止及び第三者への提供を禁止する。
Ⅲ 5	特定個人情報の提供・移転 (不正な提供、不適切な方法の提供、誤った情報の提供の等のリスク)	・番号法または条例で定めのない事務(システム)からの照会においては、個人番号を提供・移転しないようシステム機能を構築し、また、提供・移転を実施した際は、その実績を記録する。
Ⅲ 6	情報提供ネットワークシステムとの接続 (目的外の入手、安全でない方法による入手、情報が不正確、情報の漏えい・紛失・不正な提供・不適切な方法での提供、誤った提供等のリスク)	・高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することで安全性を確保している。
Ⅲ 7	特定個人情報の保管・消去 (情報の漏えい等、古い情報のまま更新されない、情報が消去されない等のリスク)	・保管場所の入退出管理等の物理的対策及びOSのセキュリティパッチの適用等の技術的対策を実施する。 ・データについては、保存期間経過後、システムにてデータベースから削除する。
Ⅳ その他のリスク対策		
◎記載の視点 Ⅰ、Ⅱの記載内容が正確かどうか、及びⅢにおいて記載したリスク対策が実際に行われているかどうかについての確認方法及び、事務従事者への教育内容について具体的に記載		
	主な記載項目	概要
	自己点検・監査	・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者(情報セキュリティに係る本市の体制については、「大阪市情報セキュリティ管理規程」にて規定。)が実施する内部検査において、すべてのシステムの情報セキュリティ対策の実施状況について確認を行い、対応できていない項目の改善案を作成し、順次対応を行う。 ・監査委員による監査の一環として、自己点検や情報セキュリティ検査の結果等を参考に監査対象を選定し、情報セキュリティ監査を実施している。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)においては、地方税共同機構及び認定委託先事業者が外部監査を受けている。
	従事者への教育・啓発	・情報セキュリティ実施手順を定めており、職員に対して研修・啓発を行っている。 ・委託業者に対しては、契約書等で必要な事項を定めている。

V 開示請求、問合せ	
◎記載の視点 特定個人情報の開示等の請求を行う場合の請求先等について具体的に記載	
主な記載項目	概要
開示・訂正・利用停止請求、問い合わせ先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
VI 評価実施手続	
◎記載の視点 評価手続について具体的に記載	
主な記載項目	概要
しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる
住民の意見聴取	パブリックコメント制度により実施